

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 福岡市中央区大名2丁目5番31号

事業者名 福岡市交通局

代表者名（役職名及び氏名） 交通事業管理者 小野田 勝則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
空港・箱崎線の各駅	全駅、基準には適合しているものの、バリアフリー経路の更なる充実のため、利用客の要望や駅周辺のまちづくり、技術的な条件を踏まえ、優先度を考慮しながら、エレベーターやエスカレーターの増設に取り組む。(令和4年度は、空港線1駅に設置。)	空港線において、1駅でEV設置工事完了

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員の配置	スロープを使用した円滑な乗降に必要なサービスを実施するために、各駅に駅係員を常時配置し、駅係員に車いす対応の実技訓練を実施する。	随時実施

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
移動支援備品の点検整備	車いす等ご利用のお客様への列車乗降時の対应用スロープの点検整備を行う。	随時、点検整備の実施
障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	駅務助役のサービス介助士資格取得を推進する。	令和4年度 新規5名取得 (計59名取得)

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅現場における年間行動目標の策定	駅係員の窓口案内業務において、積極的な声掛けを実施し高齢者・障害者に対する接遇向上を目指す。	随時実施
駅構内エスカレーターへの自動音声案内装置の設置	空港・箱崎線及び七隈線各駅に設置されているエスカレーター全188台のうち、音声案内未設置の69台について、令和4年度は箱崎線2駅4台に音声案内を設置した。残り65台については、令和4年度以降に設置完了の予定。	箱崎線において、2駅4台に設置し、24駅123台に設置完了。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行に関する情報提供に係る教育訓練	運行に関する情報提供機器の取扱いや手動での案内放送について継続して指導を行う。	「駅LED」や「ちかまるナビ」などの情報提供機器の取扱いや乗務員による手動放送による案内について指導を実施した。
接遇研修の実施	駅関係全職員に対し接遇研修を実施する。	令和4年10月実施
障害者の接遇に関する民間資格の取得	駅務助役のサービス介助士資格取得を推進する	令和4年度 新規5名取得
新規採用駅務員を対象とした研修の実施	高齢者や障がい者等に関する人権問題の解決に向けた本市取り組みについて理解する研修を実施する。 各種障がいを理解し、ソフト面における配慮のある接し方を習得する研修を実施する。	外部講師を招聘した研修を実施。座学による知識の習得や車いす、アイマスクを着用した移動を経験した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員の配置	各駅に駅係員を常時配置し、駅係員の窓口案内業務において、積極的な声掛けを行う。	随時実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>バリアフリー対応については、営業部においてとりまとめ全体調整などを行っている。</p>
--

(3) 報告書の公表方法

<p>福岡市交通局のホームページにて公表するもの。</p>
-------------------------------

(4) その他

<p>中長期的な経営の基本計画である経営戦略において、バリアフリー充実の重要性が高まっていることを課題として認識していることを踏まえた、さらなる充実を図ることを定めている。</p>
--

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和5年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子使用者の円滑な乗降可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
姪浜駅	1号、JR九州筑肥線	福岡県福岡市	83,991人		○	2	2	2(2)基	3基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
室見駅	1号線	福岡県福岡市	14,433人		○	2	2	3(3)基	9基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
藤崎駅	1号線	福岡県福岡市	20,885人		○	2	2	3(3)基	7基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
西新駅	1号線	福岡県福岡市	41,677人		○	1	1	2(2)基	2基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
唐人町駅	1号線	福岡県福岡市	21,093人		○	1	1	2(2)基	2基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
大濠公園駅	1号線	福岡県福岡市	19,402人		○	2	2	3(3)基	4基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
赤坂駅	1号線	福岡県福岡市	30,349人		○	1	1	2(2)基	2基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
天神駅	1号線	福岡県福岡市	118,279人		○	1	1	2(2)基	6基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
中洲川端駅	1号、2号線	福岡県福岡市	32,558人		○	2	2	1(1)基	8基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
祇園駅	1号線	福岡県福岡市	14,260人		○	1	1	2(2)基	2基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
博多駅	1号、3号線	福岡県福岡市	136,165人		○	2	2	7(7)基	32基	基	1箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
東比恵駅	1号線	福岡県福岡市	20,560人		○	1	1	2(2)基	4基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
福岡空港駅	1号線	福岡県福岡市	45,316人		○	1	1	2(2)基	11基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
呉服町駅	2号線	福岡県福岡市	7,660人		○	1	1	2(2)基	2基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
千代県庁口駅	2号線	福岡県福岡市	8,284人		○	1	1	2(2)基	2基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
馬出九大病院前駅	2号線	福岡県福岡市	11,259人		○	1	1	2(2)基	2基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
箱崎宮前駅	2号線	福岡県福岡市	7,699人		○	1	1	2(2)基	2基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
箱崎九大前駅	2号線	福岡県福岡市	4,794人		○	1	1	2(2)基	2基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
貝塚駅	2号、西鉄貝塚線	福岡県福岡市	19,971人		○	1	1	3(3)基	1基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
橋本駅	3号線	福岡県福岡市	7,242人		○	2	2	3(3)基	7基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
次郎丸駅	3号線	福岡県福岡市	5,529人		○	1	1	2(2)基	6基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
賀茂駅	3号線	福岡県福岡市	5,521人		○	1	1	2(2)基	6基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
野芥駅	3号線	福岡県福岡市	7,360人		○	1	1	2(2)基	8基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
梅林駅	3号線	福岡県福岡市	2,641人		○	1	1	2(2)基	6基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
福大前駅	3号線	福岡県福岡市	12,175人		○	1	1	2(2)基	6基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
七隈駅	3号線	福岡県福岡市	8,099人		○	1	1	2(2)基	6基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
金山駅	3号線	福岡県福岡市	5,265人		○	1	1	2(2)基	6基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
茶山駅	3号線	福岡県福岡市	4,439人		○	1	1	2(2)基	6基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
別府駅	3号線	福岡県福岡市	10,012人		○	1	1	2(2)基	6基	基	2(2)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
六本松駅	3号線	福岡県福岡市	13,074人		○	1	1	2(2)基	6基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
桜坂駅	3号線	福岡県福岡市	3,291人		○	1	1	2(2)基	4基	基	2(2)箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
薬院大通駅	3号線	福岡県福岡市	5,555人		○	1	1	3(3)基	6基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
薬院駅	3号線	福岡県福岡市	18,930人		○	1	1	2(2)基	10基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
渡辺通駅	3号線	福岡県福岡市	7,311人		○	1	1	2(2)基	4基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
天神南駅	3号線	福岡県福岡市	23,031人		○	1	1	2(2)基	8基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
櫛田神社前駅	3号線	福岡県福岡市	14,859人		○	1	1	4(4)基	12基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
(合計)計 駅				0駅	24駅	36駅	43	43	36(36)駅 84(84)基	36(0)駅 216(0)基	基	18(17)駅 20(19)基	36駅	36駅	36駅	36駅	36駅	43駅	36駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。